

単に市町村合併や住居番号の変更により住所又は所在地に変更が生じた場合

許可証の書換が不要な場合

添付書類・・・コピー1部

① 自治体からの通知(住所表記が変更されたのが分かるはがき等)

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限・・・

変更が生じた後速やかに

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

許可証の書換を申請する場合

提出様式・・・(正)(副)(控)3部提出

① 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号) [第1面～第3面]

添付書類・・・(正)(副)2部提出 ※添付書類の有効期間は概ね3ヶ月以内のもの

① 自治体から無料で交付される住所(所在地)表示変更証明書

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

提出期限・・・

変更が生じた後速やかに

手数料・・・

なし

提出先・・・

事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

提出様式は宮城労働局のホームページからダウンロードができます。